海岸堤防等		橋梁（鋼橋）		橋梁（コンクリート橋）		トンネル
点検・診断		点検	診断	点検	診断	点検
業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	業務を担当する者（担当技術者）	業務を担当する者（担当技術者）	業務を担当する者（担当技術者）	業務を担当する者（担当技術者）	業務を担当する者（担当技術者）	業務を担当する者（担当技術者）
海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理を行う能力	道路橋（鋼橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の二に定められた事項（健全性の診断を除く。）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の二に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の二に定められた事項（健全性の診断を除く。）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の二に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の二に定められた事項（健全性の診断を除く。）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
1　海岸堤防等の点検・診断等の管理に関する知識を有することを確認するものであること 2　海岸又は海岸と同種の施設に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること	道路橋（鋼橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること	道路橋（鋼橋）に関する相当の実務経験を有すること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	道路橋（コンクリート橋）に関する一定の実務経験を有すること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工に関する基礎知識を有すること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること	道路橋（コンクリート橋）に関する相当の実務経験を有すること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること	

	港湾施設		
	診断	計画策定（維持管理）	点検・診断	設計（維持管理）
	業務を担当する者（担当技術者）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）
条の五の二に定められた事項（健全性の診断を除く。）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の二に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十一号）第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び統括管理技術	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び統括管理技術	港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識及び港湾施設の維持・修繕に係る設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第二項及び第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び統括管理技術
	1　道路トンネルに関する相当の実務経験を有すること、又は道路トンネルの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路トンネルの点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	1　港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2　維持管理計画策定に必要な点検・診断に係る総合的な評価に関する専門知識を有することを確認するものであること 3　港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	1　港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2　港湾施設の損傷、劣化その他の変状について点検・診断に関する専門知識を有すること 3　港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	1　港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2　港湾施設の点検・診断や調査を元に、既存施設の維持・修繕に必要な設計に関する知識を有することを確認するものであること 3　港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること